

報道資料

奈良県民生児童委員連合会
事務局 藤田・今西
☎ 0744-29-0676
fujita@nara-shakyo.jp

奈良県健康福祉部 地域福祉課
地域福祉推進係 久保・森本
☎ 0742-27-8503
kubo-yoshika@office.pref.nara.lg.jp

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」について

～5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です～

5月12日から5月18日は民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くための活動強化週間です。

民生委員・児童委員は常に住民の立場に立って、安心して暮らせる地域づくりのため活動しています。5月12日（土）には、下記の2ヶ所にて啓発活動を行いますので、お知らせします。

記

- 開催日： 平成24年5月12日（土）
 - ① 10：30～（1時間程度）
 - ② 13：30～（1時間程度）
- 会場： ①イオンモール橿原アルル
1階 サンシャインコート～ロビンコート付近
②ならファミリー
1階 南入口・らくだ広場付近 2階 連絡橋付近
- 内容： 地域の民生委員・児童委員の代表者がタスキをかけ啓発物品を来場者に配布など
- 主催： 奈良県民生児童委員連合会

<民生委員・児童委員とは？>

法律に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で支援や援助を必要とする住民の相談に応じたり、関係機関と連携して援助を行っています。

<民生委員・児童委員の活動は？>

子育てのこと、お年寄りの介護のこと、経済的なことなど、日々の暮らしの中で、困ったり悩んでいることを相談する相手のひとりです。困っていることや心配ごとを解決するためにいろいろな福祉サービスを紹介したり必要に応じて行政など関係機関との調整役です。

<民生委員・児童委員に相談するには？>

区域ごとに担当の民生委員・児童委員がいます。担当の民生委員・児童委員がわからない時は、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

<民生委員・児童委員の日について>

民生委員・児童委員の日は、昭和52年（1977年）に当時の全国民生委員児童委員協議会（現在は全国民生委員児童委員連合会）が定めたもので、大正6年（1917年）5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。